

消費税引き上げ等に伴う公共施設の 使用料等の改定について

令和元（2019）年10月1日より
消費税が8%から10%へ引き上げ
られることに伴い、
公共施設の使用料金等について
消費税の引上げ分の転嫁等による
改定を行います。
何卒ご理解のほど、よろしくお願ひ
申し上げます。

上三川町体育センター